

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、自ら多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。）に暗証番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第 3 3 条第 1 項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。